

山梨県公報

号外第三十七号

令和二年

七月三十日

木曜日

目次

- 条 例
○山梨県部等設置条例の一部を改正する条例……………一
- 規 則
○山梨県行政組織規則の一部を改正する規則……………一
- 訓 令
○山梨県公印規程の一部を改正する訓令……………二
○山梨県行政文書管理規程の一部を改正する訓令……………二

条例のあらまし

- 山梨県部等設置条例の一部を改正する条例(条例第四十二号)(行政経営管理課)
- 1 リニアやまなしビジョンに関連する施策及び二拠点居住の推進等人口減少対策に関する施策を一元的に推進することにより、もって超感染症社会への移行に戦略的かつ迅速に取り組むため、リニア交通局の分掌事務を改めることとした。
- 2 この条例は、令和二年八月一日から施行することとした。

条 例

山梨県部等設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和二年七月三十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県条例第四十二号

山梨県部等設置条例の一部を改正する条例

山梨県部等設置条例(昭和二十八年山梨県条例第一号)の一部を次のように改正する。

第一条第二項第四号に次のように加える。

(三) 地域創生及び人口減少対策に関する事項

附 則

この条例は、令和二年八月一日から施行する。

規 則

山梨県規則第四十八号

山梨県行政組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年七月三十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県行政組織規則の一部を改正する規則

山梨県行政組織規則(昭和四十三年山梨県規則第十二号)の一部を次のように改正する。

第九条中「リニア推進課」を「リニア未来創造・推進課」に改める。

別表第一の一の表県民生活部の部地域創生・人口対策課の項を削り、同部に次のように加える。

グリーン・ゾーン推進課 やまなしグリーン・ゾーン構想の推進に関すること。

別表第一の一の表リニア交通局の部リニア推進課の項中「リニア推進課」を「リニア未来創造・推進課」に改め、同項中第六号を第七号とし、第一号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、同項に第一号として次の一号を加える。

一 リニアやまなしビジョンの推進に係る総合調整に関すること。
別表第一の一の表リニア交通局の部に次のように加える。

地域創生・人口対策課

一 地域創生及び人口対策の総合調整に関すること。
二 地域政策に関すること。
三 県まち・ひと・しごと創生総合戦略に関すること。
四 二拠点居住及び移住の推進に関すること。
五 ふるさと納税に関すること。
六 地域再生計画に関すること。
七 水資源の調査、水需給計画及び水需給の調整に関すること。
八 国土利用計画に関すること。

- 九 土地利用基本計画に関すること。
- 十 土地の利用に係る調整に関すること。
- 十一 国土形成計画に関すること。
- 十二 首都圏整備計画に関すること。
- 十三 土地に係る権利の移転等の規制に関すること。
- 十四 遊休土地に係る措置に関すること。
- 十五 地価公示及び地価調査に関すること。
- 十六 不動産鑑定業に関すること。
- 十七 国土調査（地籍調査を除く。）に関すること。
- 十八 国土利用計画審議会、土地利用審査会及び地価調査委員会に関すること。
- 十九 土地開発公社に関すること。

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和二年八月一日から施行する。
(経過措置)

2 この規則の施行の際この規則による改正前の山梨県行政組織規則の規定による機関によってなされた処分その他の行為又はその機関に対してなされた申請その他の行為は、この規則による改正後の山梨県行政組織規則の規定による相当の機関によってなされた処分その他の行為又はその機関に対してなされた申請その他の行為とみなす。

3 この規則の施行の際現に次の表の上欄に掲げる機関に勤務する者のうち、別に発令されない者は、同表の下欄に掲げる機関に勤務を命ぜられたものとする。

県民生活部地域創生・人口対策課	リニア交通局リニア未来創造・推進課
リニア交通局リニア推進課	リニア交通局リニア未来創造・推進課

訓令

山梨県訓令第十八号

本 出 先 機 関 庁

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番

山梨県公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和二年七月三十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県公印規程の一部を改正する訓令

山梨県公印規程（昭和四十三年山梨県訓令甲第九号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項第四号中「リニア交通局リニア推進課」を「リニア交通局リニア未来創造・推進課」に改める。

附則

この訓令は、令和二年八月一日から施行する。

山梨県訓令第十九号

本 出 先 機 関 庁

山梨県行政文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和二年七月三十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県行政文書管理規程の一部を改正する訓令

山梨県行政文書管理規程（平成十八年山梨県訓令甲第七号）の一部を次のように改正する。

別表第一の1の表中	「地域創生・人口対策課	地創	「私学・科学振興課	推進
	私学・科学振興課	私科	を	グリーン・ブリーク
	リニア推進課	リ推		リニア未来創造・推進

私科	グリーン・ブリーク	「交通政策課	「交政」を	「交通政策課	「地創」
私科	「交通政策課	「交政」を		地方創生・人口対策課	「地創」
私科	「地創」				

附則

この訓令は、令和二年八月一日から施行する。